

## (4) 権利擁護部会



“権利擁護”と聞いて、皆さんどのようなことを考えますか？

「権利擁護」と調べてみると、辞書には載っておらず、「権利」と「擁護」という言葉でつながっていることがわかります。

それでは「権利とは？」「擁護とは？」ということは一体どういうものなのかを考えていく部会が**権利擁護部会**なのです。

半田市の中での「権利ってどういうこと？」

「擁護ってどういうこと？」から話し合いが始まり、この部会でどのようなことを協議していくのか決めていきました！

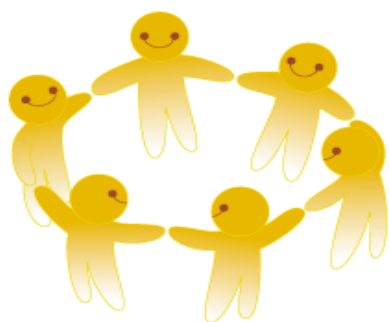


### テーマ決定！

権利とはその人らしく生きるために、選べること、知ること、食えることなど“生を授かってからその人らしく生きること”が当たり前になることであり、擁護とはそれが守られなければならないということをもっとに・・・

## 人としての権利が守られ地域で自分らしく生きるために

話し合いの中で、二つのキーワードが明らかとなりました。一つ目は「権利侵害を受けやすい人(子ども・高齢者・障がい者など)をどのように守るのか」。二つ目は「自分や他者の権利をどのように守るのか」ということが浮きぼりになってきました。



参加者には、福祉事業所の方々や障がい者の家族、保護司や救急救命士、行政などであり、「地域の中での身近な権利擁護」について話し合いを行ないました。それぞれの立場での意見や思いは様々であり、「地域で不安を抱えて生活している人が身近にいたらどうすればいいのか？」「誰が SOS に気づけばいいのか？」「誰に相談すればいいのか？どこに行けば助けてくれるのか？」という身近な生活の中で疑問や不安がたくさん潜んでいることが明らかになりました。

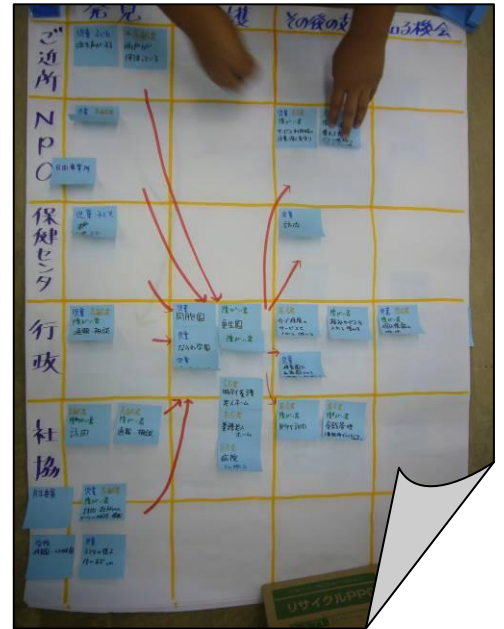


そこで、『どのような機関が、どのような役割を担ったら、権利侵害を受けやすい人たちを守れるしくみ』ができ、『自分たちや他者の権利を守ることができる』のか話し合いを深めていきました。

自分たちでできること、ご近所でできること、NPO 団体、行政、社会福祉協議会各々ができることなどをワークショップ形式で話し合いました。



行政や福祉事業所、地域住民それぞれで権利を守っていくのではなく、地域の中ではそれが一体となって権利を守るしくみが不可欠であることが明らかになりました。



## 半田市のすべての地域住民の権利が守られるしくみ

### ① 知ること

- ・ 高齢者・障がい児者などを知ること、自分も他者も侵害することなく、配慮できる
- ・ 相談できる場所を知ること、一人で悩み、抱え込むことがなくなる

### ② つながること

- ・ 地域住民⇄行政⇄民間事業所の連携
- ・ 連携できるしくみを誰もがわかりやすく活用できること
- ・ 声にならない SOS を気づき、助け合うしくみができること

### ③ 安心できること

- ・ 地域の特性を理解して、学びあうことで安心できること
- ・ 近隣の困りごとを半田市の困りごととして検討し、安心して暮らせること

### ④ 相談できること

- ・ 困ったときに気軽に相談できる場所の確保
- ・ 安心して休息・元気回復できる場所の確保

### ⑤ サポートし合えること

- ・ 自分、他者、権利を守ろうとしてくれている人を理解し、権利を守るしくみ
- ・ 自分、他者を認め合うしくみ